

千葉県議会議員 様

日ごろから格別の御指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

県では、本日、健康危機管理対策本部会議を開催し、資料1の「国の専門家会議の提言を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策」を決定しました。今後も、引き続き、医療提供体制等の整備や感染拡大防止対策の徹底を図るとともに、中小企業や農林水産業向けのセーフティネット資金の要件緩和や周知、生活困窮者への生活福祉資金の貸付対象の拡大など、地域経済・県民生活への影響緩和のための施策を着実に実施してまいります。さらに、資料2のとおり、国に対し、新型コロナウイルス感染症対策に関する要望を行います。

また、上記対策のうち令和元年度中の執行が必要となった「生活福祉資金貸付事業」及び「放課後等デイサービス支援事業」について、資料3のとおり補正予算を編成し、本日、専決処分させていただきました。

よろしくお願いたします。

令和2年3月27日

千葉県健康福祉部健康福祉政策課長

千葉県総務部財政課長

基本的な  
考え方

地域ごとの感染状況を踏まえて更なる感染拡大防止を徹底していくとともに、社会・経済機能への影響を最小限に抑え、県民の皆様が安心できる生活を取り戻すための施策を実施します。



資料 1

1 医療提供体制等の整備

(1) 医療提供体制の整備

- ・新型コロナウイルス感染症患者等の増加を見据え、受診体制を整備するほか、感染症患者を受け入れる医療機関及び病床を確保するとともに、県内病院の受け入れ可能病床については、その機能に応じて重症者から無症状者までの受け入れに係る医療機関の役割分担を進めます。
- ・医療機関において必要なマスク・消毒液等衛生資材の供給確保を図ります。

(2) 検査体制の強化等

- ・帰国者・接触者外来等において、医師が診断のために必要と判断した全ての方がPCR検査を受けることができるよう、衛生研究所・保健所等で実施する行政検査の体制を強化します。

(3) 疫学調査等の着実な実施

- ・感染症患者の発生に対し、搬送先を調整し安全かつ速やかに患者を搬送するとともに、患者の行動履歴調査等を行い、感染経路の特定や濃厚接触者への健康観察を着実に実施します。
- ・クラスター（患者集団）の早期発見・早期対応を行います。

2 感染症拡大防止対策の徹底

(1) 個人・企業等における感染症拡大防止対策の実践

- ・県民に対して、正しい手洗いやうがい、咳エチケット、発熱時の休養などのほか、密閉空間、密集場所、密接場面といった3つの「密」が重なる場を避ける行動の実践をお願いします。特に、若者世代の方が気づかないうちに感染を拡大させることがないように、慎重な行動を呼び掛けます。

海外（国の指定地域）から入国された方には、14日間の自宅待機の徹底をお願いします。

- ・企業等に対しては、労働者の方々が発熱等の風邪の症状がある場合に休みやすい環境づくりや、時差出勤・テレワーク・在宅勤務などの取組をお願いします。

(2) 社会福祉施設・事業所等における感染症対策の徹底

- ・職員が感染リスクの高い場所に行く機会を減らす等の対応を求めるとともに、県が作成したチェックリストを活用し、感染症対策の徹底を引き続き働きかけます。
- ・感染症患者の発生状況に応じて、感染拡大地域と判断される場合には、通所サービス利用調整などを要請します。
- ・社会福祉施設等において必要なマスク・消毒液等衛生資材の供給確保を図ります。

(3) 学校の再開等

- ・学校の再開に向けて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策及び学校医や学校薬剤師と連携した保健管理体制の整備など、万全の感染症対策を講じた上で、専門家の知見や、地域における患者発生の状況等を踏まえ、準備を進めます。

(4) 県主催イベント等の取扱い及び県有施設における対応

- ・100人以上規模の県主催イベント等については、当面の間、原則中止又は延期することとします。開催する必要がある場合には、感染予防対策等を徹底します。
- ・公の施設の一部施設については、主な利用者及び施設ごとの特性等を踏まえて、休館や利用制限を実施します。

3 地域経済・県民生活への影響緩和

(1) 中小企業等への支援

- ・中小企業の相談窓口を設置するとともに、資金繰り対策として、県制度融資や、国の特別貸付制度の活用を促進します。

(2) 観光面における支援

- ・外出自粛や、各種イベントの中止・延期、海外からの渡航制限などにより、観光業に大きな影響が生じる中、本県観光の魅力を継続して情報発信するとともに、今後の収束状況を見極め、効果的な支援策を検討してまいります。

(3) 雇用対策

- ・休業手当などの一部を助成する「雇用調整助成金」の対象拡大や支援適及適用などについて、国と連携して制度等の周知に努めます。
- ・再就職が必要となった方に対して、千葉県ジョブサポートセンター等において、ハローワークと一体となり支援を行います。

(4) 農林漁業者への支援

- ・学校休校に伴う生乳・野菜等の需要低下や、イベント中止による花きの販売額減少などが生じていることから、農林漁業者に対して、「農林漁業セーフティネット資金」等の支援制度の活用を呼び掛けます。自宅等における県産食材や花の利用を呼び掛けます。

(5) 収入が減少した世帯への支援

- ・生活福祉資金貸付制度の対象を拡大し、貸付上限額の引き上げや償還期限の延長など、特別措置を設けます。個別の事情に配慮し、水道料金の支払い期限・方法など柔軟に対応します。

(6) 国への要望

- ・国に対して、実効性のある緊急経済対策の実施を求めます。

4 感染症対策に係る行政機能の充実

(1) 相談・広報の充実

- ・県民の皆様への不安や疑問を解消するため電話相談窓口（24時間）を設置しています。また、各保健所等に「帰国者・接触者相談センター」を設置し、電話相談を通じて、疑い例について「帰国者・接触者外来」受診の調整を行います。

(2) 行政手続・公共調達等に係る臨時的措置等

- ・各種行政手続の期限延長や、物品・委託等の調達における履行期限の見直し等の臨時的措置を実施します。

(3) 庁内体制の強化

- ・新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、緊急事態宣言に備えた準備を着実に実施してまいります。
- ・保健所業務について、緊急性等により業務を精査し、軽減・効率化を図ります。

(4) 国・市町村等との連携強化

- ・国のクラスター対策班と連携して、クラスターの早期発見・対応に当たります。
- ・県内市町村と県内発生状況等について情報を共有するとともに、発生市町村と適宜合同で対策チームを構成するなど、連携して対応に当たります。

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望

新型コロナウイルス感染症については、1月に中華人民共和国に端を発して以降、世界各地で感染患者が急拡大しており、世界保健機構（WHO）において、「パンデミック（世界的大流行）とみなせる」との表明がされるなど、収束の目途は立っておりません。

国内においては、現時点では感染者が爆発的に増加している状況にはありませんが、感染経路が不明な感染患者の発生や、クラスターが把握されるなど、徐々に感染の広がりを見せています。

本県では、スポーツクラブにおけるクラスターの発生事例があるほか、成田空港を擁することから訪日外国人の往来が特に多く、いつ爆発的に患者が急増してもおかしくない状況にあります。そのような状況下では、医療機関・医療従事者に過剰な負荷がかかり、適切な医療提供体制を維持していくことが困難となります。

また、新型コロナウイルス感染症は、本県の経済にも深刻な事態をもたらしています。

本県では昨年9月の房総半島台風（台風15号）、同10月の東日本台風（台風19号）、台風21号による大雨によって大きな痛手を受けながら、復旧・復興に懸命に取り組んできたところです。しかし、それらの傷が癒える間もなく、本年1月以降新型コロナウイルス感染症患者の発生が続いています。また、中国武漢市からのチャーター便による帰国者を民間ホテルで受け入れたことによって、風評被害も発生しております。

さらに、感染症の広がりに伴う外出自粛等が重なることで、観光業をはじめ、県内企業等の事業活動、農林漁業者の経営等に大きな影響が及んでおり、本県の経済状況は厳しさを増すとともに、終わりが見えない状況に不安が増しています。

このため、県民の不安を取り除き、県民の皆様が安心できる生活を取り戻せるよう、感染患者が急増した時の医療提供体制の整備はもとより、更なる感染拡大防止を徹底していくとともに、経済・雇用対策をはじめ社会・経済機能への影響が最小限になるよう、国において、別紙の事項について早急に対応されるよう要望いたします。

令和2年3月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三  
財務大臣 麻生 太郎  
総務大臣 高市 早苗  
外務大臣 茂木 敏充  
文部科学大臣 萩生田 光一  
厚生労働大臣 加藤 勝信 様  
農林水産大臣 江藤 拓  
経済産業大臣 梶山 弘志  
国土交通大臣 赤羽 一嘉  
内閣官房長官 菅 義偉  
国会公安委員会委員長 武田 良太  
内閣府特命担当大臣 西村 康稔

千葉県知事 森田 健作

## 新型コロナウイルス感染症に関する国への要望項目

### I 全体事項

1 地域ごとの対応に係る基準の提示
2 国の施策等に関する情報提供のあり方
3 財政支援の充実及び明文化
4 帰国者チャーター便やクルーズ船患者受け入れに伴う地方負担分の補填

### II 個別事項

#### 1 医療提供体制の整備

5 軽症患者の療養に関する基準・ガイドライン作成
6 重点的に受け入れる医療機関の病棟整備等に係る財政支援
7 夜間・休日の診療施設に対する支援
8 水際対策の徹底 及び 入国後待機者の病床確保
9 ワクチン等の早期開発や、治療法の確立

#### 2 感染拡大防止策の徹底

10 マスク等の個人防護具、消毒液の安定供給体制の確保
11 児童・生徒の安全衛生のための衛生資機材の確保

#### 3 地域経済・県民生活への影響緩和

12 中小企業への支援
13 観光振興支援
14 農林漁業者への支援
15 収入減少世帯への支援

#### 4 行政機能の充実

16 都道府県調整本部設置に係る財政措置
17 水道事業に必要な資機材の確保
18 警察業務に必要な資機材の確保
19 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく連携の構築

令和 2 年 3 月 27 日  
総務部 財政課  
043-223-2076

## 新型コロナウイルス感染症への対応に係る令和元年度補正予算について

感染拡大防止対策の徹底や県民生活への影響緩和を図るため、「国の専門家会議の提言（3月19日）を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策について」に掲載した施策のうち今年度中の執行が必要となる経費について、国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」の財源を活用した補正予算を編成し、専決処分しました。

また、令和2年度については、引き続き、感染拡大の防止等に努めるとともに、国の緊急経済対策等を踏まえながら、中小企業や観光業等に対する支援など県内経済の活性化にも取り組んでまいります。なお、これらに必要な予算については、既定予算や予備費を活用するとともに、適宜、補正予算の編成を検討してまいります。

### 1 一般会計の予算規模

補正予算規模 16億97百万円（2月現計予算と合わせた最終予算額1兆7,919億28百万円）

〔歳入内訳〕

・ 国庫支出金 16億97百万円（1,837億33百万円→1,854億30百万円）

## 2 補正予算の内容

### ○ 生活福祉資金貸付事業推進費補助金（健康福祉指導課） 1,497,000 千円

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した方を支援するため、低所得世帯等に対する生活資金等の貸付について、対象の拡大や貸付上限額の引上げ、据置期間の延長などを行います。

[補助先] 千葉県社会福祉協議会

[補助率] 10/10（全額国庫）

[貸付内容]・緊急小口資金

休業等により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の貸付

	(通常)	(特例)
貸付上限	10万円以内 ⇒	20万円以内 <small>(20万円が適用される場合) 世帯員の中に個人事業主等があり、収入減少により生活に要する費用が不足するときなど</small>
据置期間	2月以内 ⇒	1年以内
償還期限	12月以内 ⇒	2年以内
貸付利子	無利子 ⇒	同左

・総合支援資金（生活支援費）

失業等から生活再建までの間に必要となる生活費用の貸付

	(通常)	(特例)
貸付上限	月20万円以内等 ⇒	同左
据置期間	6月以内 ⇒	1年以内
償還期限	10年以内 ⇒	同左
貸付利子	年1.5%※ ⇒	無利子

※連帯保証人がいる場合は無利子

### ○ 特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業（障害福祉事業課） 200,000 千円

特別支援学校等の臨時休業に伴い、昼間の時間帯に児童を受け入れるために行う放課後等デイサービスの利用時間の延長などに要する費用について助成します。

[補助率] 10/10（全額国庫）